

【表紙】

| | |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年6月28日 |
| 【会社名】 | J.フロント リテイリング株式会社 |
| 【英訳名】 | J.FRONT RETAILING Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表執行役社長 山本 良一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区銀座六丁目10番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。) |
| 【電話番号】 | 03(6895)0179 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役常務 財務戦略統括部長 若林 勇人 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区八重洲二丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | 03(6895)0179 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役常務 財務戦略統括部長 若林 勇人 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 3,948,812,400円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------|-------------------------------------------------------------------|
| 普通株式 | 2,446,600株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1 平成29年6月28日開催の取締役会決議によります。
2 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|------------|---------------|---------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 2,446,600株 | 3,948,812,400 | 1,974,406,200 |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計(総発行株式) | 2,446,600株 | 3,948,812,400 | 1,974,406,200 |

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
2 発行価額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期日 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|------------|----------|------------|
| 1,614 | 807 | 100株 | 平成29年7月14日 | - | 平成29年7月24日 |

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2 発行価格は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---------------------------|------------------|
| J.フロント リテイリング株式会社 財務戦略統括部 | 東京都中央区八重洲二丁目1番1号 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|-------------------|
| 三菱東京UFJ銀行 東京営業部 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 3,948,812,400 | - | 3,948,812,400 |

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,948,812,400円については、平成29年7月24日以降、諸費用支払いなどの運転資金に充当する予定であります。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(平成29年6月28日現在)

| | 割当予定先 | 割当予定先 |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 名称 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口・76085口) | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口・76086口) |
| 本店の所在地 | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | |
| 代表者の役職 及び氏名 | 代表取締役社長 伊藤 尚志 | |
| 資本金 | 10,000百万円 | |
| 事業の内容 | 有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務 | |
| 主たる出資者 及びその出資比 率 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0% | |

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成29年6月28日現在)

| | |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 出資関係 | 当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社は、当社の普通株式1,614,333株を保有しております。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、貸出取引があります。 |
| 技術又は取引関係 | 当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。 |

イ) 役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託の概要

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬B I P信託契約(以下「B I P信託契約」といい、B I P信託契約に基づき設定される信託を「B I P信託」という。)を2つ締結し、2つのB I P信託を設定いたします。

また、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、各B I P信託契約に関する共同受託に関する覚書を締結いたします。この覚書に従い、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として各B I P信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先はそれぞれ「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・76085口)」「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・76086口)」といたします。

ロ) 役員報酬 B I P 信託の内容

役員報酬 B I P 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や中期経営計画等の目標達成度等に応じて、当社の取締役及び執行役員並びに当社の主要子会社である株式会社大丸松坂屋百貨店の取締役及び執行役員に対して、当社株式を交付（一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付）する役員報酬制度（以下「本制度」という。）であります。

なお、本有価証券届出書においては、株式会社大丸松坂屋百貨店を「対象子会社」と、当社と対象子会社とを総称して「対象会社」と、当社の取締役及び執行役員並びに対象子会社の取締役及び執行役員を総称して「役員」というものとします。

本制度は、当社グループの中期経営計画の期間に対応した平成30年2月28日に終了する事業年度から平成34年2月28日に終了する事業年度までの5事業年度の期間を対象として、役位や中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて、役員報酬として当社株式を交付（一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付）するインセンティブプランです。

本制度では、執行役等に対し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、毎年及び対象期間の終了時に株式交付を行う信託 と、非執行取締役に対し、当社の攻め・守りのガバナンスを強化するため、ステークホルダー代表として執行とは異なる立場で中長期目線で経営に携わることを目的として退任時に株式交付を行う信託 の2種類の信託を設定します。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、予め定める株式交付規程に基づき各信託の受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得いたします。

第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社が取得した当社株式は、B I P 信託契約に基づき、信託期間内の一定の時期において、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付いたします。当社株式の交付については、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。

また、B I P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。

ハ) 参考（本制度の概要）

| | 信託 | 信託 |
|----------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） | |
| 信託の目的 | 当社執行役員並びに対象子会社の取締役及び執行役員に対するインセンティブの付与 | 当社非執行取締役がステークホルダー代表として執行とは異なる立場で中長期目線で経営に携わるため |
| 委託者 | 当社 | |
| 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） | |
| 受益者 | 当社執行役員並びに対象子会社の取締役及び執行役員のうち受益者要件を充足する者 | 当社非執行取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） | |
| 信託契約日 | 平成29年7月14日 | |
| 信託の期間 | 平成29年7月14日～平成34年8月末（予定） | |
| 制度開始日 | 平成29年7月14日 | |
| 議決権行使 | 行使しない | |
| 取得株式の種類 | 当社普通株式 | |
| 取得株式の総額 | 3,564,841,800円 | 383,970,600円 |
| 株式の取得時期 | 平成29年7月24日 | |
| 株式の取得方法（信託設定時） | 第三者割当による当社株式の取得（第三者割当の方法による新株式発行） | |
| 帰属権利者 | 当社 | |
| 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 | |

二) B I P 信託から受益者に交付する予定の株式の総数

2,446,600株（下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数であります。）

（内訳）

信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口・76085口） 2,208,700株

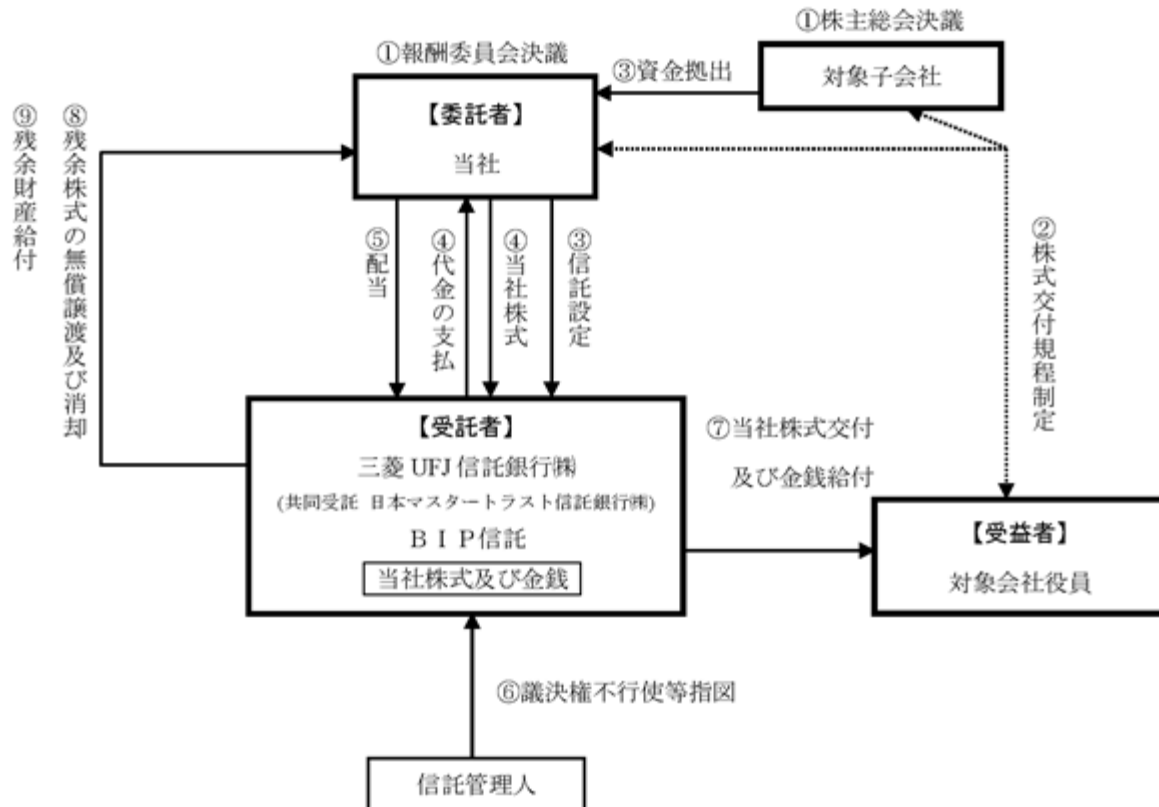
信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口・76086口） 237,900株

ホ) 受益者の範囲

信託：当社執行役並びに対象子会社の取締役及び執行役員のうち受益者要件を充足する者

信託：当社非執行取締役のうち受益者要件を充足する者

へ) B I P 信託の仕組み



当社は、報酬委員会において本制度の導入及び役員報酬に関する承認決議を得ます。対象子会社は、株主総会において、本制度の導入及び役員報酬に関する承認決議を得ます。

各対象会社は、本制度の導入に関して、対象会社ごとに報酬委員会又は取締役会において役員報酬に係る「株式交付規程」を制定します。

対象子会社は、の株主総会決議で承認を受けた範囲内で当社に金銭を拠出します。当社(委託者)は、の報酬委員会決議で承認を受けた範囲内の金銭に、対象子会社から拠出を受けた金銭を合わせて信託銀行(受託者)に信託し、受益者要件を充足する各対象会社の役員を受益者として、

- ・対象期間(平成30年2月28日に終了する事業年度から平成34年2月28日に終了する事業年度までの5事業年度の期間)の終了時に当社の業績達成度に応じて株式交付を行う信託(以下「信託」といいます。)及び
- ・それぞれの退任時に業績には連動させず株式交付を行う信託(以下「信託」といいます。)を設定します。

信託及び信託(以下「本信託」といいます。)の受託者は、信託管理人の指図に従い、で拠出された金銭を原資として当社株式を当社から取得します(信託設定時)。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて管理されます。

本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、受益者に対しては、各対象会社の株式交付規程に従い、一定のポイントが付与されます。また、受益者は、当該ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受けます(一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付することがあります。)

信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、()信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用し、又は()本信託を継続利用しないときには、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社及び対象会社の役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

c 割当予定先の選定理由

本制度の導入に際しては、三菱UFJ信託銀行株式会社ほかより提案を受け、同社のコンサルティングの品質等を総合的に判断した結果、同社との間で本制度に係るBIP信託契約を締結することとしました。

BIP信託契約に関して、三菱UFJ信託銀行株式会社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託しております。三菱UFJ信託銀行株式会社が日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、BIP信託において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてBIP信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、それぞれ「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76085口)」「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76086口)」が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

2,446,600株

(内訳)

信託 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76085口) 2,208,700株

信託 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76086口) 237,900株

e 株券等の保有方針

割当予定先である「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76085口)」「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76086口)」は、株式交付規程に従い、信託期間中の一定の時期に、役員に対して役員及び信託期間を通じた業績目標の達成度等に応じて、当社株式を交付(一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付)します。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、割当予定先が割当日より2年間において本新株式発行により取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、当社は、割当予定先から確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から本信託に拠出される当初信託金が払込期日において信託財産内に存在する予定である旨、BIP信託契約により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、BIP信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、BIP信託契約に従って定められた議決権行使の指図に従い具体的信託事務を担当いたします。その他の包括的管理業務については、BIP信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行います。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除く。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」という。)、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議の上、選任するものとします。なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 田村稔郎氏とします。

信託管理人は、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使を行うため、BIP信託契約に従った議決権行使の指図を、書面にて受託者に提出するものとします。指図の内容は、議決権を不行使とするものと、BIP信託契約により定められております。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等について、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」に関する取り組みについて割当予定先の企業行動規範により確認いたしました。

また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについては、割当予定先との契約において確約するものといたします。

その結果、割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと判断し、その旨の確認書を、東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本新株式発行は本制度の導入を目的として行います。

発行価額は恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本新株式発行に係る取締役会決議日前日(平成29年6月27日)の東京証券取引所における当社株式の終値である1,614円としました。

本新株式発行に係る取締役会決議日前日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用しましたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えています。

また、当該株価は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間(平成29年5月29日から平成29年6月27日まで)の終値の平均値である1,635円(円未満切捨て)に98.72%(乖離率 1.28%、小数点第3位を四捨五入。以下同じ。)を乗じた額であり、同直前3か月間(平成29年3月28日から平成29年6月27日まで)の終値の平均値である1,615円(円未満切捨て)に99.94%(乖離率 0.06%)を乗じた額であり、同直前6か月間(平成28年12月28日から平成29年6月27日まで)の終値の平均値である1,652円(円未満切捨て)に97.70%(乖離率 2.30%)を乗じた額であるため、特に有利な発行価格には該当しないものと判断しました。

b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

発行数量につきましては、当社の報酬委員会等が決議した株式交付規程に基づき信託期間中に役員として在任している者に当社株式を交付(一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分相当額の金銭を給付)すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は自己株式を除く発行済株式総数(平成29年2月末)に対し0.94%と小規模なものです。

また、本新株式発行により割り当てられた当社株式は株式交付規程に従い役員に交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えます。

以上により、本新株式発行による影響は軽微であり合理的であると判断しています。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 | 割当後の所 有株式数 (千株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------|--------------------------------|-----------------------|----------------------------------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 19,371 | 7.43% | 19,371 | 7.36% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 16,630 | 6.38% | 16,630 | 6.32% |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 | 9,828 | 3.77% | 9,828 | 3.73% |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口) | 東京都中央区晴海一丁目8番12号 | 6,868 | 2.63% | 6,868 | 2.61% |
| J.フロント リテイリング共栄持株会 | 東京都中央区八重洲二丁目1番1号ヤンマー東京ビルディング | 6,519 | 2.50% | 6,519 | 2.48% |
| 第一生命保険株式会社 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 5,732 | 2.20% | 5,732 | 2.18% |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 5,624 | 2.16% | 5,624 | 2.14% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 5,383 | 2.06% | 5,383 | 2.04% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 3,429 | 1.31% | 3,429 | 1.30% |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 1776 HERITAGE DRIVE,NORTH QUINCY,MA 02171,U.S.A. | 3,293 | 1.26% | 3,293 | 1.25% |
| 計 | - | 82,681 | - | 82,681 | - |

(注)1 上記には、当社保有の自己株式を含めておりません。

2 本新株発行後の大株主及び総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成29年2月28日現在の株主名簿を基準として本新株式発行による増減株式数を考慮したものであります。

3 割当先は、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76085口)」ならびに「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76086口)」となるため、上記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は増加しません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期(自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)平成29年5月29日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年6月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年5月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年6月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年6月28日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

J.フロント リテイリング株式会社 本店
(東京都中央区銀座六丁目10番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。